

(証券コード6303)

2020年6月9日

株主各位

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号

(本社事務所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号)

株式会社 ササクラ

取締役社長 笹倉敏彦

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本株主総会は、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止について」にてご案内しております内容で開催させていただくことにいたしました。株主の皆様には、ご自身の健康状況にご留意のうえ、ご来場の要否をご判断いただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月25日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市西淀川区竹島四丁目5番30号
株式会社ササクラ テクノプラザ 4階研修室
<u>※例年と株主総会会場が異なっておりますので、ご注意ください。</u>
詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 3. 目的事項
決議事項
第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご持参くださいませうようお願い申し上げます。

◎添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sasakura.co.jp>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類
事 業 報 告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期という）におけるわが国経済は、当初、米中の貿易摩擦や中国の経済減速など景気の先行きに懸念はあったものの、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調が続いていました。ところが、期末においては新型コロナウイルス感染症が急拡大したことにより世界経済が混乱、停滞するなど厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、当期を初年度とする3カ年中期経営計画「Productivity Innovation 21：業務の改革をもって生産性を向上させ、お客様の期待に応える企業を目指す」を順次進めておりますが、当期における受注高は、消音冷熱装置事業以外の事業で受注が減少したことから114億24百万円（前期比13.2%減）となりました。売上高は前期のような海水淡水化プラントの大口売上がなく117億96百万円（同53.4%減）となり、受注残高は101億1百万円（同3.6%減）にとどまりました。

損益面につきましては、営業利益は7億19百万円（同16.6%減）となりました。経常利益は為替変動の影響を受け、為替差損を3億11百万円計上したことから3億74百万円（同50.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は94百万円（同92.7%減）となりました。

各事業の状況につきましては、次のとおりであります。

【船舶用機器事業】世界の造船受注量は最悪期を脱したものの、本格回復の兆しは見られず、当期における受注高は22億40百万円（前期比4.9%減）と減少しました。売上高はアフターサービスの増加により24億17百万円（同2.4%増）となり、営業利益は2億87百万円（同13.7%増）、受注残高は10億25百万円（同14.7%減）となりました。

【陸上用機器事業】主力である空冷式熱交換器において、石油精製プラント向け更新需要は増加したものの、都市ごみ焼却プラント向けの受注が減少したことから、受注高は29億37百万円（同10.8%減）となり、売上高は25億65百万円（同9.0%減）となり、営業利益は2億91百万円（同26.0%増）、受注残高は49億65百万円（同8.1%増）となりました。

【水処理装置事業】海水淡水化装置は依然として受注低迷が続いた上、ITならびに自動車関連市場を中心に蒸発濃縮装置の受注が減少し、受注高は30億95百万円（同29.2%減）となり、売上高は前期のような海水淡水化プラントの大口売上がなかったことから35億85百万円（同79.1%減）となりました。営業損益は2億74百万円の損失（前期は受注損失引当金戻入益により2億88百万円の利益）、受注残高は26億10百万円（前期比15.9%減）となりました。

【消音冷熱装置事業】主力の騒音防止装置において、都市ごみ焼却プラント向けの受注が減少したものの、データセンター向け大口受注が加わり、当期の受注は前期並みの31億37百万円（同0.5%増）となり、売上高は32億13百万円（同9.1%増）となりました。前期は放射空調機器で不採算案件があり営業利益額が減少しましたが、今期の営業利益は4億7百万円（同416.3%増）、受注残高は15億円（同4.9%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は2億91百万円（リース資産除く）で、その主な内容は、生産能力向上のための新規設備投資であり、それ以外は既存設備の改修や更新等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米中の貿易摩擦の影響や、東アジアや中東地域における地政学的リスクに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界経済の停滞は多くの企業に影響を及ぼすことが懸念されます。また、感染のピークが過ぎても、第2波、第3波の感染拡大も予想され、世界経済の混迷が長期化しかねず、未曾有の困難に陥ることが想定されます。

当社グループは、当期にスタートした中期経営計画の企業目標である「業務の改革をもって生産性を向上させ、お客様の期待に応える企業」を目指しております。その一環として、今後も需要が見込める国内ごみ焼却プラント向け空冷式熱交換器や、5Gシステムの普及に向け新規投資が見込めるIT関連業界向け蒸発濃縮装置を中心に、生産性向上に資する自動化設備、工場スペースの有効活用、それらを支える製造日程管理ソフトを充実させるなど、当期は諸施策を実施してまいりました。今後はこれらの効果を検証しつつ、品質の維持・向上、ビジネスモデルの変革と現有市場の拡大ならびに新市場の開拓を図るとともに、顧客満足度の向上とさらなる採算性の向上に努めてまいります。

一方、2020年4月1日付で株式会社ササクラの騒音防止に関する事業を吸収分割により株式会社ササクラ・エーイーに承継いたしました。今後はより機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行により騒音防止事業の強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別 項 目	2016年度 第70期	2017年度 第71期	2018年度 第72期	2019年度 第73期 (当期)
受 注 高	9,542	12,426	13,157	11,424
売 上 高	10,233	10,709	25,307	11,796
親会社株主に帰属する 当期純利益	△1,013	△489	1,306	94
1株当たり 当期純利益	△323円90銭	△157円33銭	426円30銭	30円97銭
総 資 産	27,166	29,272	31,733	29,635
純 資 産	21,796	20,999	21,117	20,864

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第70期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第72期の期首から適用しており、第70期と第71期の総資産については当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 笹倉サービスセンター	250百万円	100.0%	船舶用海水淡水化装置などの製造販売
株式会社 ササクラ・アルク・エーイー	80百万円	100.0%	空調設備用消音装置の設計、製造、販売、施工
株式会社 ササクラ・エーイー	20百万円	100.0%	騒音防止装置の設計および販売
P. T. SASAKURA INDONESIA	25,337百万 インドネシアルピア	88.0%	海水淡水化装置、熱交換器、タンクなどの製造販売
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	2百万 サウジアラビアリアル	85.1%	海水淡水化装置の施工、機能回復・延命工事の施工
台湾笹倉貿易股份有限公司	40百万台湾ドル	90.0%	蒸発濃縮装置および関連機器の販売
上海ササクラ環保科技有限公司	8百万人民元	100.0%	蒸発濃縮装置および関連機器の販売

(注) 上海ササクラ環保科技有限公司の株式は、台湾笹倉貿易股份有限公司を通じての間接所有となっております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

下記製品の製造および販売等を主要な事業内容としています。

部 門	区 分	主要な製品および事業
船 舶 用 機 器		船舶用海水淡水化装置、熱交換器、汚水処理装置、油水分離器、LNG船用超低温バタフライ弁等
陸 上 用 機 器		空冷式熱交換器、超低温バタフライ弁、ヒートパイプ式冷却ロール等
水 処 理 装 置		蒸発濃縮装置、陸上用海水淡水化装置、逆浸透水处理装置等
消 音 冷 熱 装 置		騒音防止装置、放射空調システム等
そ の 他		駐車場経営等

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号 (登記上の本店所在地 大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号)
東 京 支 社	東京都中央区
竹 島 工 場	大阪市西淀川区
歌 島 工 場	大阪市西淀川区
小 野 田 工 場	山口県山陽小野田市
バ ー レ ー ン 支 店	バーレーン王国

② 子 会 社

名 称	所 在 地
株式会社 笹倉サービスセンター	大阪市西淀川区
株式会社 ササクラ・アルク・エーイー	東京都千代田区
株式会社 ササクラ・エーイー	大阪市西淀川区
P. T. SASAKURA INDONESIA	インドネシア共和国
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	サウジアラビア王国
台湾 笹倉貿易股份有限公司	台湾
上海ササクラ環保科技有限公司	中華人民共和国

(注) 2020年1月29日付で株式会社ササクラ・エーイーは本店所在地を東京都中央区から大阪市西淀川区に移転いたしました。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
467名	14名減

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	US\$28,100,000.00

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(12) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2020年2月13日開催の取締役会において、2020年4月1日付で当社の消音冷熱装置事業のうち、騒音防止に関する事業を吸収分割により株式会社サクラ・エーイーに承継することを決議し、同日、吸収分割契約を締結いたしました。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 13,531,400株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,113,800株 |
| （うち、自己株式の数 | 47,269株） |
| (3) 株主数 | 1,034名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 笹 興	1,319	43.02
株 式 会 社 エ ス ケ イ 産 業	160	5.22
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	153	4.99
笹 倉 敏 彦	148	4.83
笹 倉 由 紀 子	127	4.14
光 通 信 株 式 会 社	79	2.60
上 田 聖 子	65	2.15
山 本 知 宏	39	1.28
サ サ ク ラ 従 業 員 持 株 会	37	1.23
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	35	1.17

- (注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 上記表中の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	笹 倉 敏 彦		株式会社笹興 代表取締役社長 株式会社エスケイ産業 代表取締役社長 台湾篠倉貿易股份有限公司 董事長 上海ササクラ環保科技有限公司 董事 SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY 取締役
代表取締役副社長	笹 倉 慎太郎		株式会社笹興 取締役 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・アルク・エーイー 取締役 株式会社エスケイ産業 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 監査役 台湾篠倉貿易股份有限公司 監事 上海ササクラ環保科技有限公司 監事
常 務 取 締 役	塩 見 裕	研究開発部管掌 東京支社長	株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役
取 締 役	吉 居 泰 敏		株式会社ササクラ・エーイー 代表取締役社長 株式会社ササクラ・アルク・エーイー 監査役
取 締 役	藤 澤 武 史		関西学院大学商学部 教授
取 締 役	三 宅 孝 典		関西大学環境都市工学部 教授
常 勤 監 査 役	宮 下 博 之		
監 査 役	川 村 真 文		弁護士 シンブラル法律事務所 代表
監 査 役	山 田 和 民		公認会計士、税理士 山田和民公認会計士税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役藤澤武史氏および三宅孝典氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役川村真文氏および山田和民氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役山田和民氏は、公認会計士ならびに税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年6月27日開催の第72期定時株主総会において、三宅孝典氏が取締役に就任いたしました。
5. 2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役平野悟氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、非業務執行取締役および各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	84百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18百万円 (6百万円)
合 計	10名	103百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、3百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 藤澤武史

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西学院大学商学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の取締役会の全てに出席し、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験から、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

② 取締役 三宅孝典

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西大学環境都市工学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

社外取締役就任後に開催した6回の取締役会のうち5回に出席し、一般企業の研究員として勤務した経験や技術的分野における専門的な知識と豊富な経験から、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

③ 監査役 川村真文

1) 重要な兼職先と当社との関係

シンプレラル法律事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の取締役会の全てに出席し、主に法務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

④ 監査役 山田和民

1) 重要な兼職先と当社との関係

山田和民公認会計士税理士事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の取締役会の全てに出席し、主に税務または財務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
合計	23百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく会計監査人としての監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査の状況

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、公認会計士法および監査基準に照らして会計監査人に適格性または信頼性等において問題があると判断したときは、監査役の過半数をもって会計監査人を再任せず、他の適切な会計監査人候補者を選定し、その選任および不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金30百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が、繰り返しその精神を役員（執行役員を含む。以下同様。）および使用人に伝えることにより、法令および定款遵守が、あらゆる企業活動の基本であることを徹底するとともに、内部統制委員会が中心となり、対象となる法令、関係する部署、監視方法等について整備し、継続して改善に努めています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る主たる情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、所管部署が文書管理規程に定める保存期間、管理の要領に従って保管・管理しています。当該文書等の機密保持に留意するとともに、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制になっています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに当社の企業集団を取り巻く主要なリスクについては、職務決裁権限規程、内部情報管理規程、経理規程、品質管理規程、PL管理規程、売上債権管理規程、発注先与信管理規程、情報システム管理規程等により定められた手続きに基づき、所管部署がリスク管理を行っています。監査部門は内部監査規程等に基づいて、リスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理の徹底を図っています。また、災害等の危機発生時においては、「危機管理マニュアル」に基づいて適切に対応することになっています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度、業務分掌規程、職務決裁権限規程、予算管理規程等により、取締役および執行役員の職務権限を明確に定め、中期経営計画および年度総合予算を実現するために、事業年度ごとに取締役会において各部門の数値目標を定め、執行役員はその目標に向かって効率的な達成の方法を定めて実行しています。また定例取締役会において、必要に応じて執行役員に進捗状況を報告させ、取締役会はそれをレビューし、必要に応じて改善を行っています。さらに内部統制委員会により業務の有効性と効率性に関する内部監査システムを構築する等、会社の組織機構、委員会の設置等についても常に情勢を勘案し、必要に応じて改廃を行っています。これらにより目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しています。

- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程等に基づいて、当社の取締役、執行役員および使用人を子会社に取締役、監査役として派遣して企業集団としての業務の適正を確保しています。さらに子会社との適正な関係を維持することに努めるとともに、子会社においてもその特性に応じた内部統制システムを構築しています。
- ① **子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
当社は、子会社の役員の職務の執行に関して必要と認める事項について、関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営責任者から申告を受け、当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。
- ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
当社の子会社の業務執行ならびにリスク管理については、それぞれの子会社の関連する社内規程ならびに当社の関係会社管理規程、内部通報規程に基づき報告され、必要に応じて当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。また、子会社に対する会計監査または業務監査は、子会社および当社の監査役、ならびに当社の会計監査人が行っています。
- ③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
子会社が安定した企業経営を目指し、効率的に会社の経営目標を達成できるよう、当社は関係会社管理規程に基づいて、管理、指導を行う体制を構築しています。
- ④ **子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制**
子会社が当社の経営理念に基づく経営方針を尊重し、法令および定款を遵守することで、安定した企業経営を目指すよう、当社は関係会社管理規程に基づいて管理、指導しています。また、子会社は、その特性に応じた内部統制システムを通じて、職務の執行が法令および定款に適合する体制を構築しています。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役は職務を補助する組織を監査室とし、監査室員は監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関しては取締役の指揮命令は受けないものとしています。監査室に関する人事・組織の変更については、事前に監査役と意見交換し、監査役の意見を尊重することになっています。さらに、監査室員の監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行できる体制を整備するよう、監査役は当社の取締役または取締役会に要請できる体制となっています。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社の企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容等をすみやかに報告するものとしています。報告の主要項目および方法（報告者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

内部通報規程に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団において、役員および使用人が、他の役員または使用人のコンプライアンスに反する行為を知ったときは、速やかに当社に設置された内部統制委員会に内部通報し、当社の内部統制委員会は必要に応じて当社の監査役に報告するものとしています。

③ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程に基づき、前号に記載した当社およびその子会社からなる企業集団の役員および使用人、さらには取引先等の社外関係者から通報を受けた場合でも、外部通報者が所属する会社または団体およびその通報者に対しても不利益な取扱いをしてはならないものと定めています。

(8) 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役監査規程に基づき、監査役会は職務の執行に必要なと認める費用について、あらかじめ予算を当社に提示し、監査役は緊急または臨時に支出した費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる方針となっています。

(9) その他当社の監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程に基づき、監査役会と当社の代表取締役社長および各取締役との間において定期的な意見交換会を開催し、監査役の実効性向上に資する体制となっています。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役職務の執行について

当事業年度において取締役会を8回開催し、法令規則の改正や社会情勢などを勘案し、必要に応じて職務決裁権限規程ほか関連規程の制定または改定を行っております。また、取締役が法令の遵守、定款ならびに経営理念に添って行動するよう徹底しております。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会に定めた監査計画に基づき、監査を実施しており、各監査役と取締役との面談を年2回実施しております。また、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。なお、当事業年度において監査役会を8回開催しており、監査役が職務執行上において必要な費用は、会社が負担しております。

③ 内部監査の実施について

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施し、取締役社長に報告書を提出しております。

④ 財務報告に係る内部統制について

監査室は、監査計画に基づき、内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会および監査役会に報告しております。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況について

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンスの観点から、毅然とした態度で組織的に対応することで、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、あらゆる要求を排除します。

対応統括部署を総務部とし、不当要求への対応、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業部からの相談に応じるとともに、警察当局、地域の企業防衛対策協議会や顧問弁護士と連絡を密にし、従業員への徹底を図ることで、社会正義の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,518	流 動 負 債	5,001
現金及び預金	5,057	支払手形及び買掛金	2,088
受取手形及び売掛金	16,237	1年内返済予定の長期借入金	799
製 品	450	リ ー ス 債 務	30
仕 掛 品	1,920	未 払 費 用	200
原材料及び貯蔵品	498	未 払 法 人 税 等	111
前 渡 金	182	前 受 金	494
前 払 費 用	83	賞 与 引 当 金	277
そ の 他	96	役 員 賞 与 引 当 金	2
貸 倒 引 当 金	△8	工 事 補 償 等 引 当 金	252
		受 注 損 失 引 当 金	25
		そ の 他	718
固 定 資 産	5,117	固 定 負 債	3,769
有 形 固 定 資 産	3,334	長 期 借 入 金	2,258
建 物 及 び 構 築 物	1,185	リ ー ス 債 務	103
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	309	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,283
工 具、器 具 及 び 備 品	27	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	17
土 地	1,712	長 期 未 払 金	107
リ ー ス 資 産	77		
建 設 仮 勘 定	22	負 債 合 計	8,771
無 形 固 定 資 産	63	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	56	株 主 資 本	20,577
そ の 他	6	資 本	2,220
		資 本 剰 余 金	1,454
		利 益 剰 余 金	17,052
		自 己 株 式	△148
投 資 其 他 の 資 産	1,719	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	255
投 資 有 価 証 券	1,530	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	284
長 期 前 払 費 用	0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
繰 延 税 金	125	為 替 換 算 調 整 勘 定	△27
そ の 他	92	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△0
貸 倒 引 当 金	△29		
		非 支 配 株 主 持 分	31
		純 資 産 合 計	20,864
資 産 合 計	29,635	負 債 純 資 産 合 計	29,635

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		11,796
売上原価		8,681
売上総利益		3,115
販売費及び一般管理費		2,395
営業利益		719
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	38	
その他の	12	67
営業外費用		
支払利息	85	
為替差損	311	
その他の	15	412
経常利益		374
特別損失		
投資有価証券評価損	1	1
税金等調整前当期純利益		373
法人税、住民税及び事業税	179	
法人税等調整額	122	302
当期純利益		70
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△24
親会社株主に帰属する当期純利益		94

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,220	1,455	17,156	△153	20,678
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△199		△199
親会社株主に帰属する当期純利益			94		94
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△1		4	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△1	△104	4	△100
当 期 末 残 高	2,220	1,454	17,052	△148	20,577

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	406	△1	△32	8	380	58	21,117
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△199
親会社株主に帰属する当期純利益							94
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△121	0	4	△8	△124	△27	△152
当 期 変 動 額 合 計	△121	0	4	△8	△124	△27	△252
当 期 末 残 高	284	△1	△27	△0	255	31	20,864

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

- ・株式会社笹倉サービスセンター
- ・株式会社サクラ・アルク・エーイー
- ・株式会社サクラ・エーイー
- ・P. T. SASAKURA INDONESIA
- ・SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY
- ・台湾篠倉貿易股份有限公司
- ・上海サクラ環保科技有限公司

(2) 非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権および債務

時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1. 仕掛品 個別法
2. 原材料 先入先出法
3. 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

2. 貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることができる受注製品について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法については、主に発生連結会計年度で一括償却しております。
- (5) 重要な収益および費用の計上基準
 工事契約に係る収益および費用の計上基準
 一部の連結子会社では、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっております。
 ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-----------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 為替予約 | 外貨建金銭債権債務 |
| 金利スワップ | 借入金 |
- ③ ヘッジ方針
 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。また、金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
 為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）

（工場財団）

建物及び構築物	428百万円
土地	501百万円
計	929百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

- | | |
|-------------------|----------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,870百万円 |
| 3. 受取手形裏書譲渡高 | 45百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 3,113,800株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2019年6月27日開催の第72期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	199百万円
・1株当たり配当額	65円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月25日開催予定の第73期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	122百万円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、各事業部門が取引先の状況を日常の営業活動のなかで常に把握分析し、与信管理表により取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、注意を要する取引先については、受注残等も考慮に入れて総債権額が与信限度額を超えないよう管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）であり、金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての預金や営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプションや先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	5,057	5,057	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,237	16,237	—
(3) 有価証券および投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	402	380	△22
② その他有価証券	1,115	1,115	—
資産 計	22,812	22,790	△22
(1) 支払手形及び買掛金	2,088	2,088	—
(2) 長期借入金	3,058	3,049	△8
負債 計	5,146	5,138	△8
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△1	△1	—
デリバティブ取引 計	△1	△1	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

先物為替予約取引であります。

時価の算定方法については、取引銀行から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額 12百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,793円84銭
2. 1株当たり当期純利益	30円97銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,521	流 動 負 債	3,527
現金及び預金	3,563	支払手形	341
受取掛手形	884	買掛金	978
売掛金	11,256	1年内返済予定の長期借入金	799
仕掛品	1,645	リース債務	30
材料及び貯蔵品	318	未払金	624
前払費用	20	未払費用	117
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	799	未払法人税等	18
その他の	39	前受り金	40
貸倒引当金	△6	預り金	32
		賞与引当金	230
		工事補償等引当金	221
		受注損失引当金	25
		その他	67
固 定 資 産	8,807	固 定 負 債	3,394
有 形 固 定 資 産	3,007	長期借入金	2,258
建物	1,065	リース債務	86
構築物	89	退職給付引当金	941
機械及び装置	255	長期未払金	107
車両運搬具	0	繰延税金負債	1
工具、器具及び備品	20		
土地	1,492	負 債 合 計	6,921
リース資産	60		
建設仮勘定	22	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	61	株 主 資 本	20,124
ソフトウェア	0	資本金	2,220
リース資産	56	資本剰余金	1,441
電話加入権	4	資本準備金	200
		その他資本剰余金	1,241
投資その他の資産	5,738	利益剰余金	16,611
投資有価証券	1,127	利益準備金	555
関係会社株	1,786	その他利益剰余金	16,056
関係会社長期貸付金	2,788	研究開発積立金	200
固定化営業債権	19	別途積立金	12,360
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	3,496
その他	38	自己株	△148
貸倒引当金	△21	評価・換算差額等	283
		その他有価証券評価差額金	284
		繰延ヘッジ損益	△1
資 産 合 計	27,329	純 資 産 合 計	20,407
		負 債 純 資 産 合 計	27,329

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		9,363
売上原価		7,516
売上総利益		1,846
販売費及び一般管理費		1,518
営業利益		327
営業外収益		
受取利息	114	
受取配当金	72	
その他の	28	215
営業外費用		
支払利息	86	
為替差損	194	
その他の	15	295
経常利益		247
税引前当期純利益		247
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	154	160
当期純利益		86

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,220	1,442	—	1,442
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△1	△1
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		△1,242	1,242	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	△1,242	1,241	△1
当 期 末 残 高	2,220	200	1,241	1,441

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	555	200	12,360	3,608	16,723	△153	20,233
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△199	△199		△199
当 期 純 利 益				86	86		86
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						4	3
資本準備金からその他 資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△112	△112	4	△109
当 期 末 残 高	555	200	12,360	3,496	16,611	△148	20,124

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	406	△1	404	20,637
当期変動額				
剰余金の配当				△199
当期純利益				86
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				3
資本準備金からその他 資本剰余金への振替				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△121	0	△121	△121
当期変動額合計	△121	0	△121	△230
当期末残高	284	△1	283	20,407

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

個 別 注 記 表

重要な会計方針にかかると事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権および債務の評価基準および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

① 仕掛品 個別法

② 原材料 先入先出法

③ 貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当事業年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることができる受注製品について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法については、発生事業年度で一括償却しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。また、金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）

（工場財団）

建物及び構築物	428百万円
土地	501百万円
計	929百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,543百万円

3. 保証債務

下記の会社に係る金融機関からの与信枠に対して、次のとおり債務保証を行っております。

P. T. SASAKURA INDONESIA	6百万円
上海サクラ環保科技有限公司	40百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	8,730百万円
短期金銭債務	95百万円
長期金銭債権	2,788百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	535百万円
仕入高	654百万円
販売費及び一般管理費	213百万円
営業取引以外の取引高	165百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	47,269株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産	
未払社会保険料	12百万円
未払事業税	4百万円
未払事業所税	1百万円
賞与引当金	71百万円
工事補償等引当金	68百万円
受注損失引当金	7百万円
売上原価否認	144百万円
退職給付引当金	291百万円
長期未払金	33百万円
貸倒引当金	8百万円
関係会社株式評価損	349百万円
その他の有価証券評価損	41百万円
繰越欠損金	101百万円
その他	12百万円
評価性引当額	<u>△1,022百万円</u>
繰延税金資産の合計	<u>126百万円</u>
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△127百万円</u>
繰延税金負債の合計	<u>△127百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△1百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

子会社

- ・種類
- ・会社等の名称
- ・資本金または出資金
- ・事業の内容

- ・議決権等の所有（被所有）割合
- ・関連当事者との関係

- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・関係会社長期貸付金
- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・未収利息
- ・取引条件および取引条件の決定方針等

子会社

P. T. SASAKURA INDONESIA

25,337百万インドネシアルピア

当社船舶用機器および水処理装置のうち海水淡水化プラントの一部製品の販売代理ならびに当社船舶用機器、陸上用機器および水処理装置の一部製品の外注加工を委託

所有 直接88.0%

当社の販売先および外注加工先

役員の兼任

資金の貸付

一百万円

530百万円（期末残高）

利息の受取

10百万円

一百万円

市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

<ul style="list-style-type: none"> ・種類 ・会社等の名称 ・資本金または出資金 ・事業の内容 	<p>子会社</p> <p>SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY</p> <p>2百万サウジアラビアリアル</p> <p>陸上用海水淡水化装置の販売とメンテナンスサービス業務および既設陸上用海水淡水化装置のリハビリ（機能回復・延命）工事</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・議決権等の所有（被所有）割合 ・関連当事者との関係 ・取引の内容 ・取引金額 ・売掛金 ・取引条件および取引条件の決定方針等 	<p>所有 直接85.1%</p> <p>当社の販売先</p> <p>当社製品の販売</p> <p>6百万円</p> <p>7,296百万円（期末残高）</p> <p>他社への販売と同様の一般的な取引条件で行っており、特別の条件等はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・取引の内容 ・取引金額 ・関係会社長期貸付金 ・取引の内容 ・取引金額 ・未収利息 ・取引条件および取引条件の決定方針等 	<p>資金の貸付</p> <p>一百万円</p> <p>3,058百万円（期末残高）</p> <p>利息の受取</p> <p>103百万円</p> <p>0百万円（期末残高）</p> <p>市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。</p>

・種類	子会社
・会社等の名称	上海ササクラ環保科技有限公司
・資本金または出資金	8百万人民币
・事業の内容	蒸発濃縮装置の販売およびメンテナンスサービス業務
・議決権等の所有（被所有）割合	所有 間接100.0%
・関連当事者との関係	当社の販売先 役員の兼任
・取引の内容	当社製品の販売
・取引金額	304百万円
・売掛金	566百万円（期末残高）
・取引条件および取引条件の決定方針等	他社への販売と同様の一般的な取引条件で行っており、特別の条件等はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,654円96銭
2. 1株当たり当期純利益	28円23銭

重要な後発事象に関する注記

(重要な会社分割)

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、当社の消音冷却装置事業のうち、騒音防止に関する事業（以下「本件事業」といいます。）を、吸収分割により当社の完全子会社である株式会社ササクラ・エーイーに対し承継すること（以下、「本会社分割」といいます。）を決議いたしました。

1. 本会社分割の目的

当社は騒音防止事業のより機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目的として、2018年10月に設立いたしました当社の完全子会社である株式会社ササクラ・エーイーに騒音防止事業を承継させることといたしました。株式会社ササクラ・エーイーはこれまで主として首都圏のお客様に対する騒音防止機器の営業・技術の窓口業務を担当しておりましたが、今回の騒音防止事業の承継を機に、本店を東京都中央区から大阪市西淀川区へ移転し、大阪本社、東京支店の新組織体制にてさらなる事業力強化を図り、騒音防止事業に特化した経営を行うものであります。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

当社取締役会決議日	2020年2月13日
株式会社ササクラ・エーイー取締役会決議日	2020年2月13日
分割契約締結日	2020年2月13日
分割日（効力発生日）	2020年4月1日

(注) 本会社分割は、分割会社である当社においては、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割であり、承継会社である株式会社ササクラ・エーイーにおいては、会社法第796条第1項に定める略式分割であるため、分割契約の承認に係る株主総会を開催しません。

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社ササクラ・エーイーを承継会社とする吸収分割とします。

(3) 本会社分割に係る割り当ての内容

本会社分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していません。

(5) 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本会社分割に際して、当社が本会社分割の効力の発生直前時点において本件事業に関して有する資産、負債、その他の権利義務および契約上の地位のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継します。

(7) 債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日以降における株式会社ササクラ・エーイーが負担すべき債務につきましては、履行の見込みに問題ないと判断しております。

3. 分割する事業の概要

(1) 分割する事業の内容

当社の消音冷熱装置事業のうち、騒音防止に関する事業

(2) 分割する部門の経営成績（2020年3月期）

売上高：1,629百万円

(3) 分割する資産、負債の項目および金額（2020年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	1,025百万円	流動負債	88百万円
固定資産	0百万円	固定負債	一百万円
計	1,025百万円	計	88百万円

※分割する資産および負債については、上記金額から変動する可能性があります。

4. 実施する予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 池上 由香 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ササクラの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ササクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池上 由香 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ササクラの2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び仰星監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社サクラ	監査役会
常勤監査役	宮 下 博 之 [Ⓞ]
社外監査役	川 村 真 文 [Ⓞ]
社外監査役	山 田 和 民 [Ⓞ]

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開、将来の研究開発投資、設備投資に備えて内部留保に努めながら、株主各位への配当は、将来にわたって安定配当を目指す方針であります。

上記方針に基づき当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額 122,661,240円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役川村真文氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かわむらまさふみ 川村真文 (1963年3月27日生) 社外監査役候補者	1991年4月 弁護士登録 友常木村見富法律事務所入所 1995年4月 昭和法律事務所入所 1997年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1998年5月 はばたき総合法律事務所入所 2003年7月 シンプル法律事務所開設 2008年6月 当社社外監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] シンプル法律事務所 代表	471株
【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として、法律に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、独立した立場からの監査を確保するために社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 川村真文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川村真文氏は、社外監査役候補者であります。
3. 川村真文氏は社外監査役となること以外で会社経営に直接関与された経験はございませんが、上記【社外監査役候補者とした理由】により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 川村真文氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
5. 当社は定款の定めに基づき、川村真文氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 所有する当社株式の数については、2020年3月31日現在で表示しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市西淀川区竹島四丁目5番30号

株式会社ササクラ テクノプラザ 4階研修室

代表電話（06）6473-2131

交通：JR東西線「加島駅」下車、竹島東口3イ出入口から徒歩約5分。

・JR新大阪駅・大阪駅からは、JR神戸線に乗り「尼崎駅」で乗換え

【ご注意】

例年と株主総会会場が異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください



テクノプラザ入口



JR東西線「加島駅」
(竹島東口3イ出入口)



竹島公園



(矢印方向に曲がってください。)



環境にやさしく……植物油インキを使用しております。